

(メール施行)
30 障第 2237 号
平成 31 年 3 月 6 日

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者 様
(本県各地方局が指定する事業所のみ)

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔 公 印 省 略 〕

改元に伴う国民健康保険団体連合会とのデータ連携等にかかる
対応について

平素から、本県の障がい保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、新しい元号については平成 31 年 4 月 1 日に閣議決定の上発表後、同年 5 月 1 日に行われる予定です。

つきましては、厚生労働省より国民健康保険団体連合会の障害者自立支援給付支払等システムにおいて障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務等を行うための都道府県及び市町村とのデータ連携等に係る対応について、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。

当該給付費の請求に際し、独自のシステムを利用している障害福祉サービス事業者等につきましては、改元に伴う必要なシステム改修をお願いします。

なお、国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システムについては、改元に伴うシステム改修が行われる予定です。

保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 重松 TEL 089 - 912 - 2424
